

# 申告書の記載例

(令和5年中に収入のなかった方)

第42号様式(その1)

(宛先)  
横浜市

## 令和6年度 市民税・県民税申告書

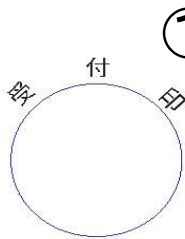
(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得及び控除)

資料  
番号

3

8

年 月 日提出



令和6年 1月1日 現在の 住所	<b>南区満舟町2-33</b>	フリガナ <b>ヨコハマ タロウ</b>
現住所 <small>(1月2日以降転居した人の現在の住所)</small>		氏名 <b>横浜 太郎</b>
現在の勤務先又は 事業所の所在地・名称		明・大・昭・平・令・西暦 <b>33</b> 年 <b>3</b> 月 <b>3</b> 日生
		個人番号 <b>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>
		電話番号 <b>045-123-4567</b>
		整理番号

本人該当事項 (該当するときは○印で囲ってください。)

1 寡婦・ひとり親 (死別・離婚・生死不明)	2 障害者 身・精・愛・認( 級)	3 勤労学生 (学校名)	
氏名 <b>横浜 花子</b>	明・大・昭・平・令・西暦 <b>33</b> 年 <b>5</b> 月 <b>5</b> 日生 障害者 身・精・愛・認( 級)	同居 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 個人番号 <b>2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</b>	
配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の 合計所得金額を右欄に記入してください。	配偶者の給与収入額	配偶者の年金収入額	配偶者の合計所得金額
	円	円	円
氏名	続柄	明・大・昭・平・令・西暦	年 月 日生 障害者 身・精・愛・認( 級)
		同居 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	個人番号
		明・大・昭・平・令・西暦	年 月 日生 障害者 身・精・愛・認( 級)
		同居 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	個人番号
		明・大・昭・平・令・西暦	年 月 日生 障害者 身・精・愛・認( 級)
		同居 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	個人番号

徴収方法	無収入	配偶者合計所得				所謂
18	19	20	21	23,24	26,27	
控	特	老人扶養	その他	扶	障	
28	29	老人同居	扶養	特別同居	その他	
			0			
本障	寡	勤	均	年	少	
特別	その他	学	免	扶	養	
37	38	39	40	41	42,43	

営業等	44	52
農業	53	61
不動産	62	70
か	71	79
		88
		97
		107
		116
		125
		132
		141
		150
		159
		168
		175
		182
		189
		194
		201
		207
		213
		219
		225
		231

### 項目ごとの記入方法

- 住所、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号(マイナンバー)、日中の連絡先の電話番号を記入
- 本人該当事項、配偶者や扶養親族の氏名、生年月日、同居の有無、個人番号(マイナンバー)を記入し、障害者に該当する場合は手帳等の種別を○で囲み、等級を記入
- 昨年中の生活状況等について、1~4の該当箇所を記入

※ 裏面の記入は、不要です。

2 令和5年中に所得のなかった人は、この欄に同年中の生活状況等を記入してください。

1 仕送りを受けていた、扶養されていた (仕送り・扶養していた人の住所・氏名・続柄) 住所	2 学生である (令和6年1月1日現在) 学校名	3 次のいずれかに該当する <input type="checkbox"/> 遺族年金(恩給)を受給 <input type="checkbox"/> 障害年金を受給 <input type="checkbox"/> 傷病手当等を受給 <input type="checkbox"/> 雇用保険を受給 <input type="checkbox"/> 生活保護などの公的扶助で生活
氏名	あなたとの 続柄	学部 学科 年 月 卒業予定)
4 その他(生活状況を詳しく書いてください、預貯金で生活等) <b>預貯金で生活</b>		

ふるさと	232	240
寄附金	241	249
日赤赤十字 (特別)	241	249
県条例	250	258
市条例	259	267

給与所得・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の納税方法について

- 普通徴収 自分で住民税を納付する方法
- 特別徴収 給与から住民税を差引きする方法